

登録内容を変更する場合（変更のあった日から 30 日以内に提出してください）

○事業所の名称または代表者が変更になる場合 【 5,000 円必要 】

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 様式第 10
2. 定款の写し及び登記簿謄本（法人の場合）
3. 住民票の写し（個人の場合）
4. 古賀市指定給水装置工事事業者証の返却

○事業所の所在地が変更になる場合

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 様式第 10
2. 定款の写し及び登記簿謄本（法人の場合）
3. 住民票の写し（個人の場合）
4. 事業所の所在地がわかる地図

○役員が変更になる場合（法人の場合）

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 様式第 10
2. 誓約書
3. 定款の写し及び登記簿謄本（法人の場合）

○主任技術者の氏名または主任技術者が交付を受けた免除の交付番号が変更になる場合

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 様式第 10
2. 主任技術者免除の写し

○給水装置工事主任技術者を選任・解任する場合

1. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 様式第 3
2. 給水装置工事主任技術者免状の写し（選任する場合）

○登録を廃止・休止・再開する場合

（廃止・休止の日から 30 日以内、再開の日から 10 日以内に提出して下さい）

1. 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 様式第 11
2. 古賀市指定給水装置工事事業者の証 返却（廃止の場合）